

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 渋川市社協ケアプランセンター指定居宅
介護支援事業運営規程

(平成18年2月20日制定)

沿革	平成18年 2月 28日 議決	平成18年 8月 1日 決裁
	平成18年12月 25日 議決	平成19年12月 17日 議決
	平成21年 4月 1日 決裁	平成23年 5月 27日 議決
	平成25年 4月 1日 決裁	平成26年 7月 1日 決裁
	平成27年 3月 4日 決裁	平成27年12月 21日 議決
	平成28年 3月 29日 議決	平成29年 3月 15日 議決
	平成30年 5月 1日 決裁	平成31年 4月 1日 決裁
	令和 2年 4月 1日 決裁	令和 4年 4月 1日 決裁
	令和 6年 4月 1日 決裁	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する渋川市社協ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 事業を利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋川市社協ケアプランセンター
- (2) 所在地 渋川市吹屋658番地20

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1人（主任介護支援専門員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 3人以上（常勤職員及び非常勤職員）
介護支援専門員は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 利用者の希望により、休日及び時間外も対応することができるものとする。
- (4) 電話等により、緊急対応が可能な体制とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

（事業の提供方法）

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事前に通知するものとする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う事業に要する費用は、その実費を徴収する。なお、本会所有の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1回の訪問につき1,000円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

る。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、渋川市の区域とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの苦情、相談等の対応窓口を設置してその責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

2 事業所は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをしない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。

3 本会は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(研修)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

(虐待防止に関する事項)

第13条の2 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため責任者を設置し、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第13条の3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第13条の4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会渋川市社協西部居宅介護支援事業所指定居宅介護支援事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。